

各会派からの意見等を踏まえた報告書素案等の正副座長修正案について

一 各会派からの意見について

1 自由民主党からの意見について

<p>第三 提言</p> <p>三 風力発電</p> <p>4 企業の参画支援及び誘致</p> <ul style="list-style-type: none">・ 洋上風力発電の導入に当たっては、県内企業が当該洋上風力発電施設の建設、維持管理等に参画できるよう、県内企業への支援等を行っていくこと。・ 洋上風力発電の導入に当たっては、その立地する地域における税収確保、雇用創出等を図るため、発電事業者等の事業所等を誘致するよう努めること。 <p>(報告書素案 8 ページ)</p>

(自由民主党からの意見)

- ・ 「3 風力発電」の「(4) 企業の参画支援及び誘致」について、県内の海域に洋上風力発電を導入することを決定していない状況で、発電事業者等の事業所の誘致に関する提言を盛り込むのは、時期尚早ではないか。

(対応方針案)

- ・ ご意見を踏まえ、上記の提言事項を削除した上で、見出しを従前のとおり修正してはどうか。

(修正案イメージ)

<p>第三 提言</p> <p>三 風力発電</p> <p>4 <u>県内企業への参画支援及び誘致</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ (省略)・ 洋上風力発電の導入に当たっては、その立地する地域における税収確保、雇用創出等を図るため、発電事業者等の事業所等を誘致するよう努めること。
--

2 日本共産党からの意見について

第二 現状及び課題

(省略)

したがって、今後、更なる再生可能エネルギーの導入を推進するに当たっては、地域住民等の理解を得る必要があり、そのためには、**適地**での、環境面、防災面等において配慮され、地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入を事業者に対して強く求めていく必要がある。

(省略)

(報告書素案 2 ページ)

(日本共産党からの意見①)

- p. 2、1 行目から 「したがって、今後、更なる再生可能エネルギーの導入を推進するに当たっては、地域住民等の理解を得る必要があり、そのためには、**適地**での、環境面、防災面等において配慮され、地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入を事業者に対して強く求めていく必要がある。」の中で「**適地**での」という言葉がある(6 ページ 1 行面にも、資料 2 の「提言」にも登場)が、意味があいまいなので、風力業者の利益にとっての「**適地**」なのか環境面から「建ててもよい」という「**適地**」なのかを明確にしてはいかがでしょうか。

(対応方針案)

- ・ この報告書及び提言書の素案における「**適地**」とは、再生可能エネルギーの導入を推進するに当たって望ましい区域を指している。その区域は地域の実情に応じて様々であると考えられるため、このままとしてはどうか。なお、「第三 提言」において、導入が望ましくない区域については、法定外税による**適地**誘導等、条例による太陽光発電施設の規制、環境影響評価条例の対象拡大等を提言する予定である。

第二 現状及び課題

一 地域との共生

2 エネルギーの地産地消

- ・ 蓄電池等の技術革新、価格低下等により、供給が多いときにエネルギーを蓄え、需要が多いときに蓄えたエネルギーを活用するエネルギーマネジメント技術が実用化しつつある。
- ・ 脱炭素経営の推進、高騰する電気料金への対策等の観点から、再生可能エネルギーにより発電した電気を特定の需要家に長期供給する契約等、固定価格買取制度によらずに需要家が再生可能エネルギーを直接調達できる仕組みが活用されつつある。
- ・ 地域で生み出された再生可能エネルギーをその地域の住宅、工場等で消費するエネルギーの地産地消を推進することにより、地域経済の活性化、非常時のエネルギー供給の確保等が図られ、再生可能エネルギーに対する地域住民等の理解が深まることが期待される。

(報告書素案2ページ)

(日本共産党からの意見②)

- p. 2「地域で生み出された再生可能エネルギーをその地域の住宅、工場等で消費する「エネルギーの地産地消」を推進することにより、地域経済の活性化、非常時のエネルギー供給の確保等が図られ、再生可能エネルギーに対する地域住民等の理解が深まることが期待される。」資料2の p. 2半ばにも「エネルギーの地産地消」の概念が出てくるがこれについての明確な定義を記載してはどうか。

(地域主体が地域資源を利用してエネルギー創出を行っていく取り組みは、飯田市が早くから取り組んでいるが近年事例が広がっている。以下参照リンクです)

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/solar-2019after/regional.html

(対応方針案)

- ・ この報告書及び提言書の素案における「エネルギーの地産地消」とは、文脈上、地域で生み出された再生可能エネルギーをその地域の住宅、工場等で消費することを指しているため、このままとしてはどうか。

第二 現状及び課題

一 地域との共生

1 地域における合意形成

- ・ 地域住民等にメリットが享受されていないこと、地域における合意形成が不十分なまま事業に着手すること等により、地域住民等から太陽光発電、陸上風力発電等の再生可能エネルギー施設が迷惑施設として捉えられてしまう事例が発生している。
- ・ 地域における合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する地域共生型の再生可能エネルギーの導入を推進する制度（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づく地域脱炭素化促進事業等）が用意されているものの、県内において活用されていない。
- ・ 地域との共生が図られている再生可能エネルギー施設の新設については積極的に支援する一方で、そうではない施設については経済的なデメリットを課すことも必要である。

（報告書素案 2 ページ）

（日本共産党からの意見③）

- p. 2 地域における合意形成において、地域住民の参加の観点の強化をしてはどうでしょうか。立地計画にどのような検討が必要か、施設の設置など、アセスメントにおける欠点をカバーできるような形で記載してはどうでしょうか。

（対応方針案）

- ・ 「第三 提言」において、再生可能エネルギーの導入に当たっては、地域住民等との合意形成を図るよう促すこと並びに法定外税による適地誘導等及び条例による太陽光発電施設の規制を提言する予定であるため、このままとしてはどうか。

第二 現状及び課題

二 太陽光発電

4 環境への適切な配慮

- ・ 本県においては、環境影響評価法（平成9年法律第81号）の対象とならない事業であっても、土地の造成を行う場合であって、施工区域が10ha以上の太陽光発電施設の設置等については、三重県環境影響評価条例（平成10年三重県条例第49号）に基づく環境アセスメントを義務付けている。
- ・ 太陽光発電施設の設置等については、施設の大小にかかわらず、その立地する場所によって、自然環境、生活環境等に不可逆的な影響を与えるおそれがある。
- ・ 事業者に対して環境アセスメントを義務付ける事業の対象範囲を拡大させる必要がある。

（報告書素案3～4ページ）

第三 提言

二 太陽光発電

1 条例による設置規制区域の導入及び適正な維持管理の義務化

- ・ 森林伐採を伴う区域、土砂災害のおそれのある区域等については、設置規制区域とし、設置規制区域内においては、小規模であっても、野立ての太陽光発電施設の新設を知事の許可制とすること。なお、許可に当たっては、万全の防災対策、地域住民等への説明等を義務付けること。また、設置規制区域外においても、設置に当たり知事への届出を求めること。
- ・ 稼働中も含め、太陽光発電の事業者に対し、計画的で適正な維持管理及び廃棄を義務付けること。特に、設置規制区域内の施設については、事業者から維持管理の計画及びその結果について報告を求める等、厳しい監視を行うこと。
- ・ 条例の規制に違反する事業者に対しては、行政代執行、事業者の公表等の措置が行い得るようにするとともに、国に対してFIT認定の取消し等を求めるようにすること。
- ・ 規制の実効性を高めるため、必要に応じて立入調査等を行う等、適切な監督体制を構築すること。特に、設置規制区域内での設置等については、工事完了後の確認等を行うこと。

（報告書素案6～7ページ）

(日本共産党からの意見④)

- p.3 終わりの「環境への適切な配慮」を促す手段として、三重県環境影響評価条例に基づくアセスメントに触れている。一定面積(10ha)以上となっているが、立地場所が問題なので対象範囲を広げるべき、と重要な指摘をしている。これまでの検討会での議論を踏まえ、この点をより具体的に書いてはどうか。しかし、そもそもアセスが持つ規制の力に弱点があり、今やより一段踏み込んだ強制力のある手段が必要である。なお、本意見の立ち位置は、全体的に規制をもっと強化すべきというものではなく、適切なゾーニングにより建設不可ゾーンと建設可能ゾーンとを振り分けるメリハリを持つべきという意見である。この報告書でも、山梨県の事例を具体的に示し、三重県もそれにならったものをつくるという方針にしてはいかがでしょうか。p.6においても、山梨県の事例をならって用語使用されている「設置規制区域」があるが、明確な定義について検討・記述してはどうか。

(対応方針案)

- ・ 「第三 提言」において、三重県環境影響評価条例の対象拡大等を提言する予定であるため、このままとしてはどうか。
- ・ 太陽光発電施設の設置等による周辺地域へ災害発生を防止する観点から、「第三 提言」において、森林伐採を伴う区域、土砂災害のおそれのある区域等を設置規制区域とするよう提言することを予定しており、設置規制区域の定義は条例で規定されるものと思われるため、このままとしてはどうか。

(日本共産党からの意見⑤)

- (今後の調査が必要な範囲に入るかもしれませんが) 三重県がすでに持っている制度、「三重県自然環境保全条例」に基づく規制という視点を入れてはどうか。同条例によれば、1 ha 以上の開発行為に関して届出義務を課し、保護に支障を及ぼした場合や届け出を出さなかった場合、「知事は…その支障を除去するために必要な限度において、その行為の中止を命じ、または必要な措置をとることを命じることができる」(同条例第 35 条)。この制度を条文通り実行することで三重県版のゾーニングに値する制度が実現する。

(対応方針案)

- ・ 本県では、三重県自然環境保全条例に基づき、1 ha を超える自然地(樹林地、農地、湿地、湖沼等)における発電施設の設置等といった開発行為を行う場合は、希少野生動植物の種の保護及び緑地の確保の観点から、事業者に対し開発行為の届出を求めている。
- ・ 森林をはじめとする環境への影響が懸念される地域については、太陽光発電に対する環境影響評価の対象拡大等を提言する予定であるため、このままとしてはどうか。

第二 現状及び課題

一 地域との共生

3 不適切な維持管理等への対処

- ・ 固定価格買取制度の導入から 10 年近くが経過し、今後固定価格での買取りが終了する太陽光発電施設が増加することが見込まれる中では、維持管理が不適切である又は放置された太陽光発電施設の増加が懸念される。
- ・ 維持管理が不適切である又は放置された太陽光発電施設によって、周辺の住民に危害を与えないよう、事業者に必要な維持管理及び廃棄を強く求めていく必要がある。

(報告書素案 3 ページ)

(日本共産党からの意見⑥)

- p. 3「3 不適切な維持管理等への対処…維持管理が不適切である又は放置された太陽光発電施設によって、周辺の住民に危害を与えないよう、事業者に必要な維持管理及び廃棄を強く求めていく必要がある。」との記述がある。「求める」以上のより実効性のある具体的措置について言及してはどうか。

(対応方針案)

- ・ 「第三 提言」において、全ての事業者に対し、計画的で適正な維持管理及び廃棄を義務付けること、特に設置規制区域内の施設については厳しい監視を行うことを提言する予定であることから、このままとしてはどうか。

3 公明党からの意見について

(公明党からの意見)

- ・ 法定外税の導入、条例による太陽光発電施設に対する規制強化等については、全県的な措置となるため、県内各地の実情を踏まえた提言になるようにして欲しい。

(対応方針案)

- ・ ご指摘のとおり、法定外税の導入、条例による太陽光発電施設に対する規制強化等については、地域の実情を踏まえたものとなるよう、検討をしているところである。この提言を受けて、知事において具体的な制度設計を検討するに当たっては、地域の実情を踏まえたものとなるようにしていただきたいと考えている。

4 草の根運動いがからの意見について

第二 現状及び課題

(省略)

したがって、今後、更なる再生可能エネルギーの導入を推進するに当たっては、地域住民等の理解を得る必要があります、そのためには、適地での、環境面、防災面等において配慮され、地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入を事業者に対して強く求めていく必要がある。

(省略)

(報告書素案 2 ページ)

第三 提言

三 風力発電

風力発電の中でも、陸上風力発電については、これまで導入が進められてきていることを踏まえ、地域住民等との理解を得ながら適正な導入を推進していくこと。

また、洋上風力発電については、欧州等を中心に導入が進んでおり、技術革新、コスト低減等も実現しているところである。近年国内各地でも導入に向けた計画が立ち上がっており、今後県内又は本県沖合の海域においても導入されることが想定されることから、次の 1 から 5 までの事項に留意しつつ、導入に関する検討を行うこと。

(報告書素案 7 ページ)

(草の根運動いがからの意見)

- ・ 「第二 現状及び課題」の柱書きについて、「したがって、(中略) 地域住民等の十分な理解を得る必要があります、(中略)」としてはどうか。
- ・ 「三 風力発電」の柱書きについて、「風力発電の中でも、陸上風力発電については、(中略) 地域住民等との十分な合意形成を前提として、適正な導入を推進していくこと。」としてはどうか。

(対応方針案)

- ・ ご意見を踏まえ、以下の修正案イメージのとおり修正してはどうか。

(修正案イメージ)

第二 現状及び課題

(省略)

したがって、今後、更なる再生可能エネルギーの導入を推進するに当た

っては、地域住民等の十分な理解を得る必要があり、そのためには、適地での、環境面、防災面等において配慮され、地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入を事業者に対して強く求めていく必要がある。

(省略)

(報告書素案 2 ページ)

第三 提言

三 風力発電

風力発電の中でも、陸上風力発電については、これまで導入が進められてきていることを踏まえ、地域住民等との十分な合意形成を前提として、理解を得ながら適正な導入を推進していくこと。

(省略)

(報告書素案 7 ページ)

二 正副座長において再度精査した事項について

1 法定外税による適地誘導等について

第三 提言

一 地域との共生

1 法定外税による適地誘導等

- ・ 森林伐採を伴う地域その他の設置が望ましくない地域において、地域との共生が図られずに新設された再生可能エネルギー施設に対する法定外税を導入すること。なお、地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入を目指す事業者等に対しては、積極的に支援すること。

(報告書素案6ページ)

(課題)

- ・ 地域との共生を図るため、森林伐採を伴う地域その他の設置が望ましくない地域における設置の抑制等を目指すことが重要である。その手段については、法定外税の導入に加えて、条例による太陽光発電施設に対する規制強化、環境影響評価の対象拡大等によっても効果があることから、状況に応じて、取り得る選択肢の幅を広げることが望ましいのではないか。

(対応方針案)

- ・ 上記の課題を踏まえ、以下の修正案イメージのとおり修正してはどうか。

(修正案イメージ)

第三 提言

一 地域との共生

1 法定外税等による適地誘導等

- ・ 地域との共生を図ることを目的に、再生可能エネルギー施設に対する法定外税を導入することなどにより、森林伐採を伴う地域その他の設置が望ましくない地域における設置の抑制等を目指すこと。森林伐採を伴う地域その他の設置が望ましくない地域において、地域との共生が図られずに新設された再生可能エネルギー施設に対する法定外税を導入すること。なお、地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入を目指す事業者等に対しては、積極的に支援すること。

2 土地の造成を伴わない場合における太陽光発電の設置等への環境影響評価の対象拡大等について

第三 提言

二 太陽光発電

2 太陽光発電に対する環境影響評価の対象拡大等

- ・ 施工区域が10 ha以上の太陽光発電の設置等については、土地の造成を行わないものも含め、原則三重県環境影響評価条例の対象とすること。
- ・ 施工区域が10 haに満たない太陽光発電の設置等であっても、森林をはじめとする環境への影響が懸念される地域におけるものについては、三重県環境影響評価条例の対象とすること。

(報告書素案7ページ)

(課題)

- ・ 今後、再生可能エネルギー施設を適地へ誘導するに当たっては、土地の造成を行うことが不要な大規模遊休地における太陽光発電施設の設置等を推進することも求められると思われる。しかしながら、土地の造成を伴わない事業についても三重県環境影響評価条例の対象とすると、大規模遊休地における太陽光発電施設の設置等にも悪影響が生じる懸念があるのではないか。

(対応方針案)

- ・ 上記の課題を踏まえ、上記の提言事項を削除してはどうか。

(修正案イメージ)

第三 提言

二 太陽光発電

2 太陽光発電に対する環境影響評価の対象拡大等

- ・ ~~施工区域が10 ha以上の太陽光発電の設置等については、土地の造成を行わないものも含め、原則三重県環境影響評価条例の対象とすること。~~
- ・ 施工区域が10 haに満たない太陽光発電の設置等であっても、森林をはじめとする環境への影響が懸念される地域におけるものについては、三重県環境影響評価条例の対象とすること。

3 漁業者等の先行利用者との協調における本県の役割について

第三 提言

三 風力発電

1 漁業者等の先行利用者との協調

- ・ 漁業者の洋上風力発電の受入れの判断材料となるよう、海中騒音をはじめとする漁業への影響調査を十分に行った上で、発電事業者等に求める漁業振興策のとりまとめを行うよう努めること。
- ・ 漁業者のほか、海運事業者、港湾事業者等が航路及び港湾の利用等に支障を及ぼすことがないようにする等、海域の先行利用者に対し、不利益が生じることのないよう適切に配慮すること。

(報告書素案7ページ)

(課題)

- ・ 洋上風力発電と漁業者等との協調に当たって、本県に求められる役割を精査したところ、海中騒音をはじめとする漁業への影響調査については、調査主体は、国、発電事業者等、多岐にわたると考えられることから、これらの関係者と連携し、本県も調査を行っていくことが求められるのではないか。
- ・ また、漁業振興策についても、法定協議会等といった利害関係者を交えた協議の場でとりまとめを行うことが想定されるため、本県の役割としては、漁業者、市町等と連携を図りつつ、適切に助言、協議等を行うことが求められるのではないか。

(対応方針案)

- ・ 上記の課題を踏まえ、以下の修正案イメージのとおり修正してはどうか。

(修正案イメージ)

第三 提言

三 風力発電

1 漁業者等の先行利用者との協調

- ・ 漁業者の洋上風力発電の受入れの判断材料となるよう、国等の関係者と連携し、海中騒音をはじめとする漁業への影響調査を十分に行うよう努めること。~~つた上で、また、地域でとりまとめる~~発電事業者等に求める漁業振興策について、漁業者、市町等と連携を図りつつ、適切な助言、協議等のとりまとめを行うよう努めること。
- ・ (省略)

4 排他的経済水域における洋上風力発電等に関する国等の動向について

第三 提言

三 風力発電

5 本県沖合でのポテンシャルについての調査及び検討

- ・ 洋上風力発電の導入に当たっては、今後、浮体式洋上風力発電が普及すること及び排他的経済水域における洋上風力発電の導入が可能となることが見込まれるため、**排他的経済水域を含めた本県沖合の海域でのポテンシャルについて、調査及び検討を行うこと。**

(報告書素案8ページ)

(課題)

- ・ 浮体式洋上風力発電については、技術開発、実証実験等が進められる予定であり、また、排他的経済水域における洋上風力発電の導入についても、その制度設計、地方公共団体の役割等に関し、現在国で議論が進められているところである。こうしたことから、今後、排他的経済水域を含めた本県沖合の海域でのポテンシャルについて調査及び検討を行うに当たっては、国等の動向を見据えながら進める必要があるのではないか。

(対応方針案)

- ・ 上記の課題を踏まえ、以下の修正案イメージのとおり修正してはどうか。

(修正案イメージ)

第三 提言

三 風力発電

5 本県沖合でのポテンシャルについての調査及び検討

- ・ 洋上風力発電の導入に当たっては、今後、浮体式洋上風力発電が普及すること及び排他的経済水域における洋上風力発電の導入が可能となることが見込まれるため、国等の動向を見据えつつ、排他的経済水域を含めた本県沖合の海域でのポテンシャルについて、調査及び検討を行うこと。